平成22年6月24日独立行政法人国際協力機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定 に基づき、平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結 に向けた取り組みの概要を取りまとめたので、公表します。

## 1. 平成 21 年度環境配慮契約の締結状況

電気の供給に係る契約に関する契約について、3件の裾切り方式による契約締結 実績があることを報告します。その他、自動車、省エネルギー改修事業(ESCO 事業)及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務)に関し、平成21年度に おいては環境配慮契約法に基づく対応の対象となった契約締結実績はありません。

## 2. その他の環境配慮契約に係る事項

平成 22 年度以降も、環境配慮契約法の趣旨・規定事項を踏まえ、機構内での研修等の機会を設けつつ、環境配慮契約法の推進に努める所存です。

以上